

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会の市町村共同事業助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 本要綱に基づく市町村共同事業助成金の交付は、広域的政策課題の解決を図るため複数の市町村が共同して事業を実施するに際し、必要となる財源を支援することを目的とする。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、共同する複数の市町村を代表する市町村又は複数の市町村が共同で組織する団体(市町村が必要と判断して参加を呼びかけた市町村以外の者が加わる場合を含む。以下「助成対象市町村等」という。)とする。

(助成の対象)

第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、市町村が共同して実施する事業とし、細部の取扱いは公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長(以下「理事長」という。)が別に定める。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象市町村等は、様式第1号の助成金交付申請書により交付を受けようとする年度の前年度に理事長に申請するものとする。この場合にあつては、4月1日から12月末日までの間に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施する必要性及び当該事業を共同で実施する理由を記載した共同する市町村ごとの当該市町村長の副申

(2) 次に掲げる場合は、当該場合に応じた書類

ア 助成対象市町村等が第3条に規定する複数の市町村が共同で組織する団体である場合 当該団体の規約等

イ 助成対象事業の経費に委託料が含まれている場合 委託内容を記載した書面

ウ 助成対象事業を実施するため共同する市町村が別に費用負担する場合 各市町村が負担する額を確認できる書面

3 助成対象市町村等は、前2項に規定する申請書及び添付書類に記載した内容を補完する必要がある場合に理事長が求める書類を提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請内容を審査し、この要綱の規定に基づいて助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定するものとする。

(助成金の交付の条件)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の目的を達成するために必要があると認めたときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業の内容、経費の配分の変更(理事長の認める軽微な変更を除く。)及び中

止・廃止をしようとする場合は、様式第2号の変更（中止、廃止）承認申請書により速やかに理事長の承認を受けるべきこと

- (2) 助成対象事業の実施に際して作成する印刷物等に、助成金が市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金を財源としていることを周知する内容を記載すべきこと
- (3) その他理事長が必要と認める条件

（決定の通知）

第8条 理事長は、交付すべき助成金の額等の決定をしたときは、様式第3号の助成金交付決定通知書により決定の内容を申請者に通知する。

（助成金の交付）

第9条 理事長は、前条の通知に基づき交付決定額の全額を交付するものとする。
2 理事長は、第12条第1項の規定による助成金実績報告書に基づき交付額を確定した時は、様式第4号の助成金確定通知書を送付するとともに、当該確定額が前項の交付額に満たない場合は、その差額の返還を求めるものとする。

（決定の取消）

第10条 理事長は、助成金の交付を受けた助成対象市町村等が助成金を助成対象事業以外の用途に使用し、又は第7条の規定による助成金の交付の決定に付した条件若しくは理事長の指示に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、様式第5号の助成金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 理事長は、前条の規定により助成金の返還を受けるべき場合は、様式第6号により期限を定めて当該助成金の返還を求めるものとする。

（事業完了の報告等）

第12条 助成金の交付を受けた助成対象市町村等は、次の各号に掲げる助成対象事業の完了日の区分に応じて当該各号に定める期限までに様式第7号の助成金実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(1) 助成金の交付を受けた年度の4月1日から翌年の1月末日まで
事業終了後2カ月以内

(2) 前号の期間以外

原則として助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月末日まで

2 前項の報告書には、次に掲げる場合に応じた書類等を添付しなければならない。

(1) 印刷物等の助成対象事業による成果物がある場合 当該成果物

(2) 申請に際して第5条第2項第2号ウに規定する書類を提出した場合 当該書類の記載に応じて市町村が支出した額を確認できる書類の写し

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は平成 30 年 3 月 31 日から、第 1 条から第 5 条まで、第 13 条及び様式第 1 号の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村広域行政助成事業助成金交付要綱は廃止する。ただし、同要綱の規定に基づき平成 29 年度に助成金の交付を受けた助成対象事業を平成 30 年度に引き続き実施する場合の当該事業に対する助成については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定は、令和 5 年度に助成金の交付を受けようとする場合に限り、「12 月末日までの間」とあるのは「翌年の 1 月末日までの間」と読み替えて適用する。

様式第1号

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
市町村共同事業助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

申請者（助成対象市町村等）
代表者（市町村・職・氏名）

印

1 助成対象事業名

2 新規・継続の別

新規・継続（ 年度から）

3 助成申請額 円

（共同実施市町村等別の内訳） (円)

市町村名				
申請額				

4 事業の目的・内容・共同実施の必要性

5 着手及び完了の予定日

年 月 日から 年 月 日

6 助成対象事業の経費の配分（別紙に記載のこと）

7 払込金融機関

金融機関名 _____銀行（_____） _____支店（_____）

種 別 普通・その他（_____）

口座番号 _____
（フリガナ）

口座名 _____

助成対象事業の経費の配分

節の区分	予算額（千円）			算出根拠
	財源内訳		計	
	協会助成金	その他		
報償費				
旅 費				
需用費				
使用料				
委託費				
その他 ()				
計				

*算出根拠には、具体的な項目ごとに単価・回数・人数などを記載してください。

*記入欄が足りない場合は、別紙に作成してください。

注意：算出根拠を変更しようとする場合は、必ず事前に協会にご連絡ください。

ご連絡がない場合は、助成金の交付の決定を取り消すことがあります。

申請者（事務担当者）

所 属

職 名

氏 名

住 所

電 話

E-mail

助成対象事業の経費の配分

節の区分	予算額（千円）			算出根拠
	財源内訳		計	
	協会助成金	その他		
報償費	×××	×××	×××	○○講演会講師謝金 ×××円×○回=×××円 ○○講演会パネリスト謝金 △△△円×○回×○人=×××円
旅 費	×××	×××	×××	○○講演会講師交通費 ××円×○回=××円 ○○講演会パネリスト交通費 ××円×○回×○人=××円 △△円×○回×○人=××円
需用費	×××	×××	×××	○○講演会開催周知チラシ印刷代 ××円×○○○枚=××××円
使用料	×××	×××	×××	○○講演会会場使用料 ×××円×○時間(○日)=×××円
○○○	×××	×××	×××	
○○○	×××	×××	×××	
○○○	×××	×××	×××	
計	×××	×××	×××	

注意：算出根拠を変更しようとする場合は、必ず事前に協会にご連絡ください。
 ご連絡がない場合は、助成金の交付の決定を取り消すことがあります。

年 月 日

市町村共同事業助成金変更（中止、廃止）承認申請書

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

申請者（助成対象市町村等）

代表者（市町村・職・氏名）

印

次により助成事業の計画を変更（経費の配分、事業の中止・廃止）したいので、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱第 7 条の規定に基づき付された交付の条件により申請します。

- 1 助成金交付決定年月日及び番号
- 2 助成対象事業名
- 3 変更の理由
- 4 変更計画の内容（変更前と変更後の内容が対比できるよう記載すること。）

申請者（助成対象市町村等）
代表者（市町村・職・氏名）様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ㊟

年度市町村共同事業助成金の交付決定について（通知）

このことについて、次のとおり助成することに決定しましたので通知します。

1 助成対象事業

2 助 成 額 円

(共同実施市町村等別の内訳) (円)

市町村名				
助 成 額				

3 交 付 日 年 月 日

4 交 付 条 件

- (1) 交付する助成金の対象事業は、 年 月 日付けをもって提出のあった申請書に記載のとおりとします。
- (2) この事業の内容又は助成事業の経費の配分の変更（公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長の認める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、速やかに理事長の承認を受けなければならない。
- (3) この助成金の交付を受けた事業の実績報告書の提出期限は、市町村共同事業助成金交付要綱第 12 条第 1 項に定めるとおりとします。
- (4) この助成金は市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金を財源としていることから、事業の案内（パンフレット、チラシなど）、地図、看板等に次のような表示をすることとします。

例示：『この事業（冊子、地図、看板）は、市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金が充てられています。宝くじの購入は神奈川県内で！』など

様式第 4 号

神振第 号
年 月 日

申請者(助成対象市町村等)
代表者(市町村・職・氏名) 様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ⑩

年度市町村共同事業助成金の確定について(通知)

年 月 日付けで助成金実績報告書の提出があった 事業につい
ては、市町村共同事業助成金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり助成金の額を
確定したので通知します。

なお、返還する額がある場合は、その額から必要となる振込手数料の額を控除した残余の
額(1,000 円未満を切捨てた額)を返還してください。

- | | |
|-----------|---|
| 1 助成金確定額 | 円 |
| 2 交 付 額 | 円 |
| 3 返還を求める額 | 円 |
| 4 返還期限 | |
| 5 返還先 | |

様式第 5 号

神振第 号
年 月 日

申請者（助成対象市町村等）
代表者（市町村・職・氏名）様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ㊟

年度市町村共同事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した次の事業について、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱第 10 条の規定により取消したので、通知します。

- 1 助成金交付決定年月日及び番号
- 2 助成対象事業名
- 3 取消金額 円
- 4 取消事由

様式第 6 号

神振第 号
年 月 日

申請者（助成対象市町村等）
代表者（市町村・職・氏名） 様

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ㊟

年度市町村共同事業助成金返還通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した次の事業について、公益財団法人
神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱第 11 条の規定により返還を求め
ます。

- 1 助成金交付決定年月日及び番号
- 2 助成対象事業名
- 3 返還金額 円
- 4 返還事由
- 5 返還期限
- 6 返 還 先

様式第7号

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
市町村共同事業助成金実績報告書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 様

申請者（助成対象市町村等）

代表者（市町村・職・氏名）

⑨

みだしの助成に関する事業が完了しましたので、次により実績報告書を提出いたします。

1 助成対象事業名

2 着手及び完了の年月日

年 月 日から 年 月 日

3 本年度助成額

助 成 決 定 額 円

決 算 額 円

4 実施事業の概要（別紙に記載可）

5 事業経費決算の内容（詳細は別紙）

6 添付書類

（公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村共同事業助成金交付要綱第12条第2項各号に該当する場合に添付する書類等を記載してください。）

事業経費決算の内容

節の区分	決算額 (円)			内訳
	財源内訳		計	
	協会助成金	その他		
報償費				
旅 費				
需用費				
使用料				
委託費				
その他 ()				
計				